

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

福島県企業局

（経営企画課）

目 次

規 則

- 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則
福島県企業局 一
- 福島県企業局組織規程の一部を改正する規程 二
- 福島県企業局処務規程の一部を改正する規程 二
- 福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程 二
- 福島県企業職員の職の格付に関する規程の一部を改正する規程 三
- 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程 三
- 福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程 三

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十四号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則（昭和四十四年福島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

本則第一号ア中「局参事」の下に、「販売推進担当課長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

福島県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第2号

福島県企業局組織規程の一部を改正する規程

福島県企業局組織規程（昭和44年福島県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「経営企画課」を「経営・販売課」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項各号列記以外の部分中「経営企画課」を「経営・販売課」に改め、同項第12号を同項第14号とし、同項第11号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(1) 地域開発事業の計画及び実施に関すること。

(2) 地域開発事業に係る企業用資産に関すること。

第2条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第6条中「第4条」の次に「及び第5条」を加え、同条を第7条とする。

第5条中「前条」を「第4条」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項の表本局の課（認定担当課長にあつては、経営企画課に限る。）の項及び第2項中「経営企画課」を「経営・販売課」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（販売推進担当課長）

第5条 前条に規定するもののほか、局に販売推進担当課長を置き、その職務は、上司の命を受け、工業用地の販売に関する事務その他特に指示された事務を掌理することとする。

附則第2項中「及び第6条」を「、第5条及び第7条」に改める。

別表中「（第6条関係）」を「（第7条関係）」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経営企画課）

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第3号

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程

福島県企業局処務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号、第12条第1項の表、第13条、第14条第2項から第4項まで、第14条の4第2項、第15条、第16条第1項、第17条第2項、第21条第1項並びに第2項及び第4項、第22条、第23条第1項及び第3項、第24条並びに第25条中「経営企画課長」を「経営・販売課長」に改める。

第26条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書中「経営企画課長」を「経営・販売課長」に改める。

別表第1課長専決事項の欄中「経営企画課長特定専決事項」を「経営・販売課長特定専決事項」に、同表備考中「課長専決事項の欄」を「1 課長専決事項の欄」に、「経営企画課長特定専決事項」を「経営・販売課長特定専決事項」に改め、同表備考に次のように加える。

2 課長専決事項の欄に規定する事項のうち、企業局長が定める事項については組織規程第5条に規定する販売推進担当課長が専決できるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経営企画課）

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第4号

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部

を改正する規程

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（昭和44年福島県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間、」を削り、「当たつては」の次に「、平成32年3月31日までの間」を加える。

別表第1から別表第2の4まで及び別表第5を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)
企業行政職給料表

職員の区分	職務の級		1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級	
	号	給	給料月額	円																
再任用職員以外の職員	1	給	141,700	円	193,400	円	230,300	円	265,800	円	293,200	円	324,900	円	370,400	円	417,500	円	469,300	円
	2	給	142,800	円	195,200	円	232,000	円	267,900	円	295,500	円	327,200	円	373,100	円	420,000	円	472,400	円
	3	給	144,000	円	197,100	円	233,700	円	269,900	円	297,800	円	329,500	円	375,700	円	422,500	円	475,500	円
	4	給	145,100	円	198,900	円	235,400	円	272,000	円	300,100	円	331,800	円	378,400	円	425,100	円	478,600	円
	5	給	146,300	円	200,500	円	237,000	円	274,100	円	302,300	円	334,100	円	380,600	円	427,000	円	481,600	円
	6	給	147,500	円	202,300	円	238,700	円	276,200	円	304,600	円	336,200	円	383,200	円	429,300	円	484,700	円
	7	給	148,600	円	204,100	円	240,400	円	278,300	円	306,800	円	338,500	円	385,700	円	431,600	円	487,900	円
	8	給	149,700	円	205,900	円	242,000	円	280,400	円	309,100	円	340,800	円	388,300	円	433,800	円	491,000	円
	9	給	150,800	円	207,600	円	243,700	円	282,600	円	311,400	円	343,000	円	390,900	円	435,900	円	494,000	円
	10	給	152,200	円	209,500	円	245,300	円	284,600	円	313,700	円	345,200	円	393,600	円	438,000	円	497,100	円
	11	給	153,500	円	211,300	円	247,000	円	286,700	円	316,000	円	347,300	円	396,300	円	440,100	円	500,200	円
	12	給	154,900	円	213,100	円	248,600	円	288,900	円	318,300	円	349,500	円	399,000	円	442,200	円	503,300	円
	13	給	156,300	円	214,600	円	250,300	円	291,000	円	320,600	円	351,600	円	401,600	円	444,200	円	506,100	円
	14	給	157,800	円	216,500	円	251,800	円	293,100	円	322,700	円	353,600	円	403,900	円	446,100	円	508,400	円
	15	給	159,300	円	218,300	円	253,300	円	295,200	円	324,900	円	355,700	円	406,200	円	448,100	円	510,800	円
	16	給	160,900	円	220,100	円	254,900	円	297,300	円	327,100	円	357,900	円	408,600	円	450,100	円	513,200	円
	17	給	162,300	円	221,900	円	256,500	円	299,400	円	329,400	円	359,900	円	410,500	円	452,100	円	515,400	円
	18	給	163,900	円	223,600	円	258,400	円	301,500	円	331,500	円	361,900	円	412,500	円	453,900	円	516,900	円
	19	給	165,400	円	225,400	円	260,200	円	303,700	円	333,600	円	363,900	円	414,400	円	455,700	円	518,400	円
	20	給	166,900	円	227,000	円	262,100	円	305,800	円	335,700	円	365,900	円	416,300	円	457,500	円	519,800	円
	21	給	168,400	円	228,600	円	263,900	円	307,900	円	337,800	円	367,900	円	418,300	円	459,300	円	521,200	円
	22	給	171,100	円	230,400	円	265,800	円	310,000	円	339,900	円	369,900	円	420,100	円	460,800	円	522,600	円
	23	給	173,700	円	232,100	円	267,700	円	312,100	円	342,000	円	371,800	円	422,000	円	462,300	円	524,100	円
	24	給	176,400	円	233,800	円	269,600	円	314,200	円	344,100	円	373,800	円	423,900	円	463,800	円	525,500	円
	25	給	179,300	円	235,300	円	271,600	円	316,200	円	345,800	円	375,800	円	425,800	円	465,300	円	526,800	円
	26	給	181,000	円	237,000	円	273,400	円	318,300	円	347,800	円	377,800	円	427,300	円	466,600	円	527,900	円
	27	給	182,800	円	238,500	円	275,300	円	320,400	円	349,800	円	379,800	円	428,900	円	467,900	円	529,100	円
	28	給	184,500	円	240,000	円	277,300	円	322,500	円	351,800	円	381,900	円	430,500	円	469,000	円	530,300	円
	29	給	186,000	円	241,400	円	279,100	円	324,500	円	353,600	円	383,600	円	432,200	円	470,100	円	531,400	円
	30	給	187,900	円	242,600	円	281,000	円	326,600	円	355,500	円	385,400	円	433,500	円	471,000	円	532,300	円
	31	給	189,700	円	243,900	円	282,900	円	328,700	円	357,400	円	387,200	円	434,800	円	471,800	円	533,200	円
	32	給	191,400	円	245,200	円	284,900	円	330,800	円	359,200	円	389,000	円	436,100	円	472,500	円	534,100	円

33	193,100	246,600	286,600	332,500	361,200	390,700	437,300	473,200	535,000
34	194,700	248,000	288,500	334,500	363,000	392,100	438,600	474,000	535,900
35	196,200	249,300	290,400	336,600	364,800	393,600	440,000	474,700	536,600
36	197,700	250,600	292,200	338,700	366,700	395,200	441,300	475,400	537,300
37	199,000	251,800	294,000	340,700	368,200	396,800	442,500	475,900	538,000
38	200,400	253,300	295,800	342,700	369,500	398,000	443,300	476,500	538,600
39	201,700	254,800	297,600	344,700	370,900	399,300	444,100	477,100	539,200
40	203,000	256,400	299,500	346,700	372,300	400,500	444,900	477,800	539,800
41	204,500	257,900	301,400	348,700	373,700	401,700	445,500	478,400	540,500
42	205,800	259,300	303,100	350,600	374,700	402,900	446,200	478,800	
43	207,200	260,700	304,800	352,500	375,800	404,000	446,900	479,200	
44	208,500	262,100	306,500	354,300	376,900	405,100	447,700	479,700	
45	209,700	263,400	308,200	356,000	377,900	405,900	448,500	480,200	
46	211,000	264,800	309,900	357,500	378,700	406,600	449,300		
47	212,400	266,200	311,600	359,000	379,600	407,300	449,800		
48	213,700	267,600	313,300	360,500	380,500	407,900	450,500		
49	214,900	268,900	314,600	362,100	381,500	408,500	451,000		
50	216,000	270,200	316,100	363,000	382,300	409,100	451,400		
51	217,100	271,400	317,700	364,100	383,000	409,700	451,800		
52	218,300	272,700	319,400	365,100	383,900	410,300	452,200		
53	219,500	273,900	321,100	366,100	384,600	410,700	452,700		
54	220,600	275,100	322,600	367,200	385,300	411,000	453,100		
55	221,600	276,400	324,200	368,300	386,000	411,300	453,500		
56	222,600	277,700	325,800	369,300	386,700	411,600	453,800		
57	223,400	278,900	327,400	370,200	387,300	411,800	454,100		
58	224,400	280,000	328,600	370,900	387,900	412,200	454,500		
59	225,400	281,100	329,800	371,600	388,500	412,500	454,800		
60	226,400	282,200	331,000	372,300	389,200	412,700	455,100		
61	227,300	283,300	331,900	372,600	389,700	413,200	455,400		
62	228,300	284,300	332,800	373,200	390,300	413,400			
63	229,300	285,300	333,600	373,900	390,900	413,700			
64	230,300	286,300	334,400	374,600	391,500	414,000			
65	231,200	287,300	335,400	375,100	391,900	414,300			
66	232,200	288,200	335,800	375,800	392,600	414,600			
67	233,200	289,100	336,600	376,500	393,200	414,900			
68	234,200	290,000	337,400	377,100	393,800	415,200			
69	235,100	290,900	338,100	377,600	394,200	415,500			
70	235,900	291,600	338,800	378,200	394,700	415,800			

71	236,700	292,400	339,500	378,800	395,400	416,100
72	237,500	293,300	340,200	379,400	395,900	416,400
73	238,400	294,200	340,800	379,900	396,200	416,600
74	239,100	294,700	341,400	380,500	396,700	416,900
75	239,800	295,100	342,000	381,200	397,100	417,200
76	240,500	295,500	342,500	381,800	397,500	417,400
77	241,200	295,700	342,800	382,300	397,800	417,700
78	242,000	296,100	343,300	382,800	398,100	418,200
79	242,800	296,500	343,800	383,400	398,400	418,700
80	243,600	296,800	344,300	383,900	398,700	419,200
81	244,400	297,100	344,700	384,400	398,900	419,600
82	245,200	297,400	345,200	385,000	399,300	419,900
83	245,900	297,700	345,700	385,500	399,600	420,600
84	246,600	298,000	346,200	385,900	399,800	421,300
85	247,300	298,300	346,600	386,300	400,100	421,800
86	248,000	298,600	347,000	386,800	400,700	422,100
87	248,700	298,900	347,500	387,200	401,400	422,700
88	249,400	299,300	347,900	387,600	402,100	423,400
89	250,200	299,600	348,200	388,100	402,500	423,800
90	250,700	299,900	348,700	388,700	403,000	
91	251,200	300,300	349,200	389,200	403,500	
92	251,700	300,600	349,600	389,600	404,100	
93	252,000	300,800	349,800	389,900	404,600	
94		301,100	350,200	390,200		
95		301,500	350,700	390,600		
96		301,900	351,100	391,000		
97		302,100	351,200	391,300		
98		302,400	351,700	391,800		
99		302,700	352,100	392,300		
100		303,100	352,500	392,700		
101		303,300	352,900	393,000		
102		303,700	353,300			
103		304,100	353,700			
104		304,400	354,100			
105		304,600	354,600			
106		304,900	355,000			
107		305,300	355,400			
108		305,600	355,800			

別表第2 (第3条関係)
企業技能労務職給料表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用 技能労 務職員 以外の 技能労 務職員		円	円	円	円	円
	1	127,500	180,100	202,300	251,700	283,400
	2	128,400	181,600	203,700	253,000	285,300
	3	129,400	183,200	205,200	254,300	287,200
	4	130,400	184,700	206,500	255,600	289,100
	5	131,400	186,100	207,900	256,700	291,000
	6	132,400	187,700	209,300	258,100	292,900
	7	133,500	189,100	210,700	259,400	294,600
	8	134,500	190,600	212,200	260,700	296,600
	9	135,300	192,000	213,600	261,900	298,300
	10	136,300	193,200	215,300	263,200	300,200
	11	137,400	194,600	216,900	264,500	301,900
	12	138,500	195,800	218,500	265,800	303,800
	13	139,300	197,100	219,800	266,900	305,400
	14	140,400	198,200	221,300	268,200	307,200
	15	141,400	199,300	222,900	269,300	308,800
	16	142,400	200,400	224,200	270,400	310,300
	17	143,500	201,600	225,400	271,600	312,000
	18	144,800	202,700	226,200	272,800	313,600
	19	146,000	203,700	227,100	273,900	315,400
	20	147,200	204,800	228,100	274,900	317,100
	21	148,400	205,800	229,200	276,000	318,500
	22	149,600	206,900	230,700	277,100	319,900
	23	150,900	208,100	232,100	278,200	321,400
	24	152,100	209,100	233,400	279,400	322,900
	25	153,300	210,100	234,900	280,400	324,300
	26	154,900	211,000	236,300	281,500	325,900
	27	156,400	211,800	237,700	282,700	327,400
	28	158,000	212,700	239,000	283,800	328,900
	29	159,400	213,600	240,400	284,800	330,500
	30	160,900	214,900	241,700	286,000	331,700
	31	162,500	216,000	243,200	287,000	333,100
	32	164,000	216,900	244,500	288,000	334,300
	33	165,600	217,600	245,700	288,900	335,500
	34	167,400	219,000	247,100	290,000	336,400
	35	169,300	220,200	248,400	291,100	337,500
	36	171,100	221,400	249,800	292,200	338,600
	37	173,000	222,600	251,200	293,000	339,800
	38	174,700	223,900	252,500	293,900	340,900
	39	176,500	225,200	254,000	294,800	341,900
	40	178,200	226,400	255,400	295,700	343,000
	41	179,900	227,500	256,500	296,700	344,000
	42	181,300	228,700	257,900	297,700	345,000
	43	182,800	230,000	259,200	298,700	346,100
	44	184,200	231,200	260,500	299,600	347,100
	45	185,700	232,300	261,500	300,400	348,000
	46	187,200	233,600	262,600	301,300	349,000
	47	188,600	234,800	263,800	302,200	350,100
	48	190,100	235,900	265,100	303,100	351,100
	49	191,400	237,100	266,300	303,900	352,000
50	192,600	238,300	267,500	304,600	352,900	

51	193,800	239,600	268,800	305,300	353,900
52	195,000	240,800	269,800	306,100	354,700
53	196,100	241,900	270,900	306,700	355,500
54	197,300	242,900	272,100	307,600	356,300
55	198,400	243,900	273,300	308,300	357,200
56	199,500	244,900	274,500	309,000	357,900
57	200,700	245,900	275,600	309,700	358,600
58	201,700	247,000	276,600	310,400	359,400
59	202,800	248,000	277,700	311,300	360,300
60	203,800	248,900	278,800	312,000	361,000
61	205,000	249,900	279,900	312,600	361,700
62	205,900	250,900	281,000	313,300	362,400
63	206,800	251,800	282,000	314,100	363,100
64	207,800	252,700	283,200	314,800	363,900
65	208,500	253,600	284,100	315,300	364,500
66	209,300	254,500	284,900	315,800	365,000
67	210,100	255,300	285,800	316,400	365,500
68	210,900	256,000	286,600	317,000	366,000
69	211,500	256,800	287,500	317,700	366,400
70	212,100	257,500	288,300	318,100	
71	212,500	258,100	289,100	318,600	
72	213,100	258,600	289,900	319,100	
73	213,700	258,800	290,700	319,400	
74	214,400	259,200	291,400	319,900	
75	215,200	259,700	292,200	320,400	
76	216,000	260,200	293,100	320,800	
77	216,300	260,900	293,700	321,000	
78	217,000	261,300	294,300	321,400	
79	217,700	261,800	294,800	321,700	
80	218,500	262,300	295,200	322,000	
81	219,200	262,600	295,600	322,300	
82	219,900	262,900	296,000	322,600	
83	220,600	263,200	296,600	322,900	
84	221,300	263,500	297,100	323,200	
85	222,100	263,700	297,500	323,400	
86	222,800	264,000	298,100	323,800	
87	223,500	264,400	298,700	324,100	
88	224,200	264,700	299,300	324,300	
89	224,700	264,900	299,600	324,500	
90	225,400	265,100	300,200	324,900	
91	226,000	265,500	300,700	325,200	
92	226,600	265,700	301,100	325,500	
93	227,000	266,000	301,500	325,700	
94	227,500	266,400	302,000	326,000	
95	228,000	266,700	302,500	326,300	
96	228,500	267,000	303,000	326,500	
97	229,200	267,200	303,300	326,700	
98	229,700	267,500	303,800	327,000	
99	230,200	267,700	304,300	327,300	
100	230,700	268,100	304,800	327,500	
101	231,300	268,400	305,200	327,700	
102	231,800	268,600	305,600		
103	232,500	268,900	305,900		
104	233,100	269,200	306,200		
105	233,500	269,400	306,500		

	106	234,000	269,600	307,000		
	107	234,500	269,900	307,400		
	108	234,900	270,100	307,800		
	109	235,100	270,400	308,100		
	110	235,500	270,700	308,500		
	111	236,100	271,000	308,900		
	112	236,600	271,200	309,200		
	113	237,000	271,500	309,400		
	114	237,500	271,800	309,700		
	115	238,000	272,000	310,000		
	116	238,500	272,200	310,200		
	117	238,800	272,500	310,400		
	118	239,200	272,800	310,800		
	119	239,700	273,100	311,100		
	120	240,100	273,400	311,300		
	121	240,500	273,500	311,500		
	122		273,800	311,800		
	123		274,100	312,100		
	124		274,400	312,300		
	125		274,500	312,500		
	126		274,800	312,800		
	127		275,200	313,100		
	128		275,500	313,300		
	129		275,600	313,500		
	130		275,900	313,800		
	131		276,200	314,200		
	132		276,500	314,400		
	133		276,600	314,600		
	134		276,900			
	135		277,200			
	136		277,500			
	137		277,600			
再任用 技能労 務職員		196,800	208,300	227,300	248,700	280,300

別表第2の2 (第3条関係)

企業特定任期付職員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	380,000
2	430,000
3	483,000
4	546,000
5	623,000
6	728,000
7	852,000

別表第2の3 (第3条関係)

企業第1号任期付研究員職員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	403,000

2	465,000
3	528,000
4	611,000
5	711,000
6	811,000

別表第2の4 (第3条関係)

企業第2号任期付研究員職員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	335,000
2	372,000
3	401,000

別表第5 (第5条関係)

給料の特別調整額を受ける職員の職	区 分
企業局長 理事	1種
企業局次長 局参事	2種
企業局経営・販売課長 企業局工業用水道課長 企業局販売推進担当課長 局主幹 主幹 企業局いわき事業所長	3種
副課長 企業局いわき事業所次長	5種

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(同日においてその者が受けていた給料月額が、福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程(平成18年福島県企業局管理規程第2号)附則第6項の規定により支給される給料を受けるもの及び管理者が定める職員を除く。)には、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(職員(企業行政職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。))にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の99.1を乗じて得た額)を給料として支給する。

- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(経営企画課)

福島県企業職員の職の格付に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月24日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県企業局管理規程第5号**福島県企業職員の職の格付に関する規程の一部を改正する規程**

福島県企業職員の職の格付に関する規程(昭和44年福島県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

本則の表中 「 本局の課の課長 」 を 「 本局の課の課長
販売推進担当課長 」 に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経営企画課)

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月24日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県企業局管理規程第6号**福島県企業局財務規程の一部を改正する規程**

福島県企業局財務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「経営企画課」を「経営・販売課」に改める。

第 8 条 第 1 項 の 表 1 の 項 から 13 の 項 までの 規 定 中 「 経 営 企 画 課 長 」 を 「 経 営 ・ 販 売 課 長 」 に 改 め、 同 条 第 2 項 の 表 2 の 項、 4 の 項、 5 の 項、 7 の 項 から 9 の 項 ま で、 14 の 項 から 16 の 項 ま で、 18 の 項 及 び 21 の 項 中 「 経 営 企 画 課 長 」 を 「 経 営 ・ 販 売 課 長 」 に 改 め る。

第 14 条 の 表 課 長 の 項 中 「 (経 営 企 画 課 長 を 除 く。) 」 を 削 り、 「 販 売 推 進 課 長 」 を 「 経 営 ・ 販 売 課 長 」 に 改 め る。

第 14 条 の 2 第 2 項 中 「 経 営 企 画 課 長 」 を 「 経 営 ・ 販 売 課 長 」 に 改 め る。

第 84 条 第 2 項 中 「 経 営 企 画 課 」 を 「 経 営 ・ 販 売 課 」 に 改 め る。

第 124 条、 第 126 条、 第 131 条、 第 132 条 第 3 項 及 び 第 4 項、 第 132 条 の 2 第 2 項 及 び 第 3 項 並 び に 第 133 条 第 1 項 中 「 経 営 企 画 課 長 」 を 「 経 営 ・ 販 売 課 長 」 に 改 め る。

第 150 条 第 2 項 中 「 販 売 推 進 課 長 」 を 「 経 営 ・ 販 売 課 長 」 に 改 め る。

第 151 条 第 1 項、 第 155 条、 第 155 条 の 2、 第 158 条、 第 158 条 の 2 第 1 項、 第 158 条 の 3 第 1 項 及 び 第 2 項、 第 159 条 第 2 項、 第 160 条 第 1 項 から 第 3 項 ま で、 第 162 条 第 1 項 及 び 第 3 項、 第 163 条、 第 164 条 第 1 項 及 び 第 3 項、 第 165 条 第 1 項 及 び 第 3 項、 第 167 条、 第 169 条 第 2 項 及 び 第 3 項、 第 170 条、 第 171 条、 第 172 条 並 び に 第 226 条 中 「 経 営 企 画 課 長 」 を 「 経 営 ・ 販 売 課 長 」 に 改 め る。

別表第 2 収益勘定の表中

消費税及び 地方消費税 還付金		
-----------------------	--	--

を

消費税及び 地方消費税 還付金		
一般会計補 助金		収益的支出を補助することを 目的とする一般会計から の繰入金で返済を要しない もの

に改める。

別表第 3 の 表 中 「 経 営 企 画 課 長 」 を 「 経 営 ・ 販 売 課 長 」 に 改 め る。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経 営 企 画 課)

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第 7 号

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程

(職 員 の 駐 在)

第 1 条 管理者は、福島県企業局組織規程 (昭和 44 年福島県企業局管理規程第 1 号) 第 2 条 第 1 項 に規定する本局に所属する福島県公営企業の設置等に関する条例 (昭和 44 年福島県条例第 1 号) 第 1 条 第 1 項 に規定する公営企業の業務に従事する職員 (以下 「 企業職員 」 という。) を相馬市大野台二丁目 3 番地 2 に駐在させ、相馬工業用水道第 2 期整備事業の推進に係る業務に従事させるものとする。

(服 務)

第 2 条 前条の規定により駐在する企業職員 (以下 「 駐在員 」 という。) の服務については、この規程に定めるもののほか、福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程 (昭和 44 年福島県企業局管理規程第 3 号) 第 2 条 に規定するところによる。

(報 告)

第 3 条 駐在員は、毎月 10 日までに、前月分の勤務状況報告書 (別記様式) を所属長に提出しなければならない。

(簿 冊)

第 4 条 駐在員は、その駐在の場所に、勤務日誌及び郵便切手等受払補助簿を備え、常

時これを整理しておかなければならない。

2 前項の勤務日誌及び郵便切手等受払補助簿は、管理者が別に定める。
(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式 (第3条関係)

年 月 分 勤 務 状 況 報 告 書

職 ・ 氏 名	勤 務 状 況
来 所 者 数	
連 絡 事 項	
備 考	
年 月 日	
様	
職 ・ 氏 名 ㊞	

注 駐在員が2人以上の場合には、上席者が他の駐在員の分を取りまとめ、所属長に提出すること。

(経営企画課)